

定期報告書の提出をお願いします！

家畜の所有者は、家畜伝染病予防法に基づき、毎年**2月1日時点**の飼養状況の報告が義務付けられています。

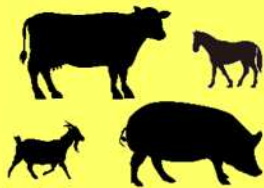
ご提出がまだの方は、報告期限までに提出先の家畜保健衛生所までご提出ください。

対象となる家畜

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、馬、豚、いのしし、
鶏、うずら、あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※ペットとして飼育している場合も対象となります。

提出期限



牛、水牛、鹿、馬、
めん羊、山羊、
豚、いのしし

令和4年4月15日まで



鶏、あひる、うずら、
きじ、だちょう、
ほろほろ鳥、七面鳥

令和4年6月15日まで

提出先

豊橋市 田原市
豊川市 蒲郡市
で飼育の方



愛知県東部家畜保健衛生所

〒441-8113 豊橋市西幸町字古並 5 1 - 1
TEL:0532-45-1141 FAX:0532-48-8943

新城市 設楽町
東栄町 豊根村
で飼育の方



愛知県東部家畜保健衛生所 新城設楽支所

〒441-1344 新城市野田字上市場 2 6 - 2
TEL:0536-22-0549 FAX:0536-23-4952

郵送、FAXまたは直接ご持参ください。

ご不明な点は提出先の家畜保健衛生所までお問い合わせください。

飼衛生管理基準について、詳しくは農林水産省のウェブサイトをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/